**足寄町における障がい者就労施設等からの物品等調達方針**

１　趣旨

　　この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第９条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために本方針を定めるものとする。

２　方針の適用範囲

　　この方針の適用範囲は、足寄町の全組織とする。

３　調達の対象となる施設

　　本方針において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地が足寄町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年度法律第123号）に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

　　ア　就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

　　イ　地域活動支援センター

　　ウ　小規模作業所

（２）障がい者を多数雇用している企業等

（３）在宅就業障がい者等

４　調達する物品等

　　本町において障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。なお、下記に記載がないものであっても、町が調達可能な物品であれば対象とする。

（１）物品

　　　紙製品、食品、印刷物、日用品、農作物、啓発用品その他の障がい者就労施設等が提供可能な物品

（２）役務

　　　軽作業、施設等の清掃作業その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

５　調達の目標

　　障がい者就労施設等からの調達目標は、別表のとおりとする。

６　調達の実施

（１）障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。

（２）調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第１号又は第３号に基づく随意契約制度を活用する。

（３）調達に当たっては、障がい者就労施設等と各部署のマッチング調整を福祉課保健福祉室が行い、実際の発注、納入については当該部署が行う。

（４）障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。

（５）調達に当たっては、高齢者就労センターや地元中小企業等に十分配慮しながら進める。

７　調達方針及び実績の公表

（１）本町における調達方針の策定又は見直しをしたときには、町ホームページ等により公表する。

（２）町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

８　庁舎内等スペースの活用

　　町は、所有する施設のスペースを活用した障がい者就労施設等の物品販売や就労の場の拡充について積極的に検討する。

９　担当窓口

　　この方針に関する担当窓口は、こども・健康課保健福祉室とする。